契約変更理由書

神戸市

工　事　名	東遊園地再整備工事（その２）

契約変更後の工事概要

下記の工種を増工する。

	（当初）	（変更）
超軽量盛土	―	140m3
軽量盛土	―	45m3
高木植栽工	9本	35本
中木植栽工	―	10本
低木植栽工	―	2,081本
あかりの木土留工	―	１箇所
ABブロック	―	37m
側溝工	―	184m
ふとんかごベンチ	―	1式
交通誘導警備員	87人	92人

等

契約変更の理由

（設計変更の理由）

① みはらし広場周辺について、現場の土被厚が想定以上であったため、耐荷重や構造の安定性の面から再考した結果、超軽量土工等の変更が生じる。

② みはらし広場周辺の施工後は大型車両の通行が出来なくなるため、みはらし広場周辺の整備に合わせて植栽工を実施する必要があり、植栽工に変更が生じる。

③ 現地精査したところ、既存地盤や施設との取り合いを再考する必要が生じたため、擁壁工に変更が生じる。

④ 関連工事との調整により、芝生広場周辺の勾配が変更になったため、側溝工の変更が生じる。

⑤ 関係各所との調整により、みはらし広場周辺での休息等の更なる利便向上を図るため、整備済みのふとんかごと一体となるベンチ座面を増設する。

⑥ 警察協議の結果、本工事の出入口は歩行者、車ともに交通量が多く、工事車両の出入りにおいて交通誘導警備員を必ず設置することとなったため、人数に変更が生じる。

⑦ その他現地精査により、数量に変更が生じる。

（公表様式第６号）